

ひとつ… 名前の字画に 問題が…



もしかしている意味がありません。

霊感商法とは…



お電話カモん

岡澤アキラさん

ひとりで悩まずすぐ相談

その他お困りごとについては下記問い合わせ先まで

霊感商法全般について

霊感商法等対応ダイヤル

∞0120-005931 犯罪被害全般について

警察相談専用電話

#9110

身体の被害・不安について

配偶者暴力相談支援センター

#8008

児童相談所

189

心の悩みについて

カモ先生

よりそいホットライン

國 0120-279-338



もしかしでい

■ うまい話にはウラがあるカモ!?



占いサイトに登録すると、「あなたには

オーラがある。必ず宝くじに高額当選す

る。」などと言われ、メールのやりとりを

継続するように指示された。そんなうま

い話はないと思うが信じてもいいのか。

一動信

必ず宝くじに当選するなどうまい話はありません。相手に連絡をしてしまうと、「今買わない

と運を逃す」などと言われて新たな商品を契約させられるかもしれません。相手とはこれ以上連絡を取らないようにしてください。



■ の回り あなたの不安をあおっているカモ!?



病気や人間関係で悩み占い師に相談

したところ「あなたには悪い霊がついて

いるから除霊したほうがいい」と言われ、

20万円支払ったが何も変わらない。返金

してほしい。

助信

霊感など証明が難しい能力で、「悪霊や先祖 の祟り」などと消費者の不安をあおり、または そのような不安を抱いていることに乗じて、解

決には祈祷や除霊が必要 不可欠と告げ、消費者を困 惑させた上で契約をした場 合には、これを取り消すこ とができる場合があります。



ひとりで悩まずすぐ相談を

お知らせ ~ 霊感商法等による消費者被害の救済のための法律が改正されました~

霊感等による知見を用いた勧誘による消費者被害の深刻化に対応するため、「消費者契約法」の一部が改正されました。 (令和4年12月10日成立、令和5年1月5日施行)

1 霊感等による告知を用いた勧誘に対する取消権の対象範囲の拡大

消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、霊感等の特別な能力により、消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあおり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、契約を締結することが必要不可欠と告げることにより、困惑し、契約をした場合には、これを取り消すことができます。



2 取消権の行使期間の伸長

霊感等の知見を用いた告知による勧誘に対する取消権を、追認することができるときから3年(改正前1年)、契約締結時から10年(改正前5年)の間、行使することが可能です。

※改正前の霊感等の知見を用いた告知による勧誘に対する取消権についても、時効が完成していないものについては、改正後の取消権の行使期間が適用されます。



